

寄 附 行 為

財団法人阪大微生物病研究会

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人阪大微生物病研究会という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪府吹田市山田丘 3 番 1 号大阪大学内に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、微生物病の予防、治療に対する研究及び調査を行い、併せてその学術研究の助成と奨励をし、公衆衛生の振興を図り、もって微生物学の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 微生物病に関する研究
- (2) 微生物病に関する学術研究の助成
- (3) 微生物病予防、治療の目的を達成するに相当と認める事業
- (4) 微生物病の予防治療材料の製造並びに供給
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第 2 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 5 条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立に際し、山口玄洞よりの寄附金 50,000 円
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

- 第 6 条 この法人の財産は、基本財産と運用財産の 2 種とする。
2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産
 3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

- 第 7 条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
2. 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

- 第 8 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ文部科学大臣の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

- 第 9 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

- 第 10 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

- 第 1 1 条 前条の規定にもかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第 1 2 条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3か月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。
2. この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

- 第 1 3 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

- 第 1 4 条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(会計年度)

- 第 1 5 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 3 章 役 員

(役 員)

- 第 16 条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 7人以上10人以内
 - (2) 監事 2人又は3人
2. 理事のうち、1人を理事長、6人以内を常務理事とする。

(選 任 等)

- 第 17 条 理事及び監事は、評議員会において選任し、理事は、理事会において互選で理事長及び常務理事を定める。
2. 理事のうち、同一の親族、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。
 3. 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。
 4. 監事は、理事又は他の監事と親族関係にある者、そのほか特別な利害関係にある者であってはならない。
 5. 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
 6. 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

(職 務)

- 第 18 条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。
2. 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により常務理事がその職務を代理し、又はその職務を代行する。
 3. 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。
 4. 理事は、理事会を構成し、寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。

5. 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会の招集を請求し、若しくは第4章又は第5章の定めにかかわらず、理事会又は評議員会を招集すること。

(任 期)

- 第 19 条 役員は、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
 3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

- 第 20 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて、理事長がこれを解任することができる。この場合、当該役員に対し、あらかじめ通知するとともに理事会及び評議員会において議決する前に、弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報 酬 等)

- 第 21 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 理 事 会

(構成)

第 22 条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第 23 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第 24 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎年2回開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第18条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 25 条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

- 第 26 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、第24条第3項の規定により、請求があった場合にあって、臨時理事会を開催したときは、出席理事の互選により、議長を定める。

(定 足 数)

- 第 27 条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

- 第 28 条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

- 第 29 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
2. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。
 3. 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(議 事 録)

- 第 30 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第 5 章 評議員及び評議員会

(評 議 員)

- 第 31 条 この法人に、評議員 20 人以上 30 人以内を置く。
2. 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
 3. 評議員には、第 19 条、第 20 条及び第 21 条の規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評 議 員 会)

- 第 32 条 評議員会は、評議員をもって構成する。
2. 評議員会は、理事長が招集する。
 3. 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
 4. 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
 5. 評議員会には、第 24 条第 3 項第 3 号、第 27 条から第 30 条までの規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
 6. 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第 6 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

- 第 33 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を得なければ変更することができない。

(解 散)

- 第 34 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて解散することができる。

(残余財産の処分)

- 第 35 条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を得て、大阪大学に帰属するものとする。

第 7 章 事務局

(設置等)

- 第 36 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 3. 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
 4. 職員は有給とする。
 5. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

- 第 37 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
- (1) 寄附行為
 - (2) 役員名簿及び履歴書並びに評議員名簿
 - (3) 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
 - (4) 資産台帳及び負債台帳
 - (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (7) 処務日誌
 - (8) 官公署往復書類
 - (9) 許認可及び登記に関する書類
 - (10) 事業報告書及び収支計算書
 - (11) 事業計画書及び収支予算書
 - (12) その他必要な書類及び帳簿
2. 前項の書類及び帳簿は、次の区分により保存しなければならない。

- (1) 第1号から第4号及び第6号のものは永久
 - (2) 第5号のものは10年以上
 - (3) 第10号及び第11号のものは5年以上
 - (4) 第7号から第9号及び第12号までのものは1年以上
3. 第1項第1号、第3号、第10号及び第11号に掲げる書類並びに役員及び評議員名簿については、これを一般の閲覧に供するものとする。

第 8 章 補 則

(委 任)

- 第 38 条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1. この寄附行為の変更は、文部大臣の認可のあった日（平成12年6月1日）から施行する。
2. 寄附行為変更の認可のあった日に在任する役員及び評議員の任期は、第19条第1項の本文の規定にかかわらず、平成13年6月8日までとする。
3. この寄附行為の変更は、平成13年1月6日から施行する。（主務大臣名の「文部大臣」を「文部科学大臣」に変更。）